

八郎瀉町店舗出店改修等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内にある商店の活性化に資することを目的とし、町内で商店を営もうとする者や営んでいる者が行う新規出店や店舗改修に対しその費用の一部を補助することに関し、八郎瀉町財務規則（平成7年規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 商店 小売店、飲食店、事業所等をいう。
- (2) 店舗 商店として使用する建物、使用している建物をいう。
- (3) 空き店舗 店舗、事業所等として利用されていたが、現に入居者がいない状態にあるものをいう。

(補助金の種類)

第3条 八郎瀉町店舗出店改修等補助金は、次の各号に掲げる区分とする。

- (1) 新規出店型
- (2) 店舗改修型

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 店舗代表者が本町の住民であること。
- (2) 本人及びその世帯の全員が町税を滞納していないこと。
- (3) 湖東3町商工会員である者。
- (4) 販売力向上のためのサービスを実施する者。
- (5) 八郎瀉町暴力団排除条例（平成24年3月21日条例第5号）第2条第1号及び第2号に規定する暴力団員等でないこと。

(対象事業)

第5条 新規出店型の支援に係る対象事業は、商店の新規開設及び空き店舗を改修した新規開設であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内店舗であって、週4日以上、1日4時間以上の営業を3年以上行うものであること。
- (2) 営んでいる事業が別表1に掲げる業種に該当しないこと。

2 店舗改修型の支援に係る対象事業は、現に経営している店舗であり、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 店舗の集客力や営業環境の向上に資するものであり、修繕や代替更新を主たる目的とするものでないこと。

(2) 現在の店舗が別表1に掲げる業種に該当しないこと。

3 新築や改修の請負建築業者を町内業者とすること。

(対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費は、前条の対象事業に係る消費税を含む経費で、別表2に掲げるものとし、備品購入のみの事業は対象としない。

また、類似する他の補助金等を申請する場合は、その補助金等を除いた額を対象経費とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、対象経費の2分の1以内とし、100万円を限度(千円未満切捨て)とし、下限は20万円とする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に定める文書を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 補助金交付申請書(様式第1号)

(2) 事業計画概要書及び収支予算書(様式第2号)

ただし、他の類似する補助金等を申請する場合は、その際に提出した計画書等の写しをもってこれに替えることができるものとする。

(3) 住民票(世帯票・本籍を載せる)

(4) 町税の滞納がない証明書(世帯全員)

(5) 施工前の写真

(決定の通知)

第9条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、事業完了後1ヶ月以内に実績報告書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第11条 町長は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定による額の確定を受けた交付決定者は、補助金請求書(様式第6号)により、町長に補助金の請求をしなければならない。

(交付金の交付)

第13条 町長は、前条の規定による請求があったときは、速やかに交付金を交付するものとする。

(支援の取消し)

第14条 町長は、支援決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付を取り消すことができる。

- (1) 補助金を受け取ってから3年未満で閉店したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が相当の理由があると認めるとき。

(支援金の返還等)

第15条 町長は、前条の規定により支援金の交付を取り消したときは、既に支払った支援金の全部または一部について、期限を定めて当該支援決定者に対し、その返還を請求するものとする。

2 町長は、全項の規定により補助金の返還請求をするときは、補助金返還請求書(様式第7号)により行うものとする。

3 前項の規定により支援金の返還請求を受けた交付決定者は、当該交付金を町長が定める期限までに返還しなければならない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和 2年2月6日)

この要綱は、令和 2年4月1日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係)

対象外とする業種 (日本標準産業分類 (平成 25 年総務省告示第 405 号) に準拠)

1	農業	
2	林業 (素材生産業及び素材生産サービス業を除く。)	
3	漁業	
4	金融・保険業 (保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。)	
5	医療、福祉の医療業のうち病院、一般診療所及び歯科診療所	
6	以下のサービス業等	
7	(1)	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条第 1 項各号に定める風俗営業及び同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第 11 項に規定する接客業務受託営業等、同法に基づく許可又は届出が必要な営業
8	(2)	易断所、観相業、相場案内業
9	(3)	興信所 (専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。)
10	(4)	集金業、取立業 (公共料金又はこれに準ずるものを除く。)
11	(5)	宗教
12	(6)	政治・経済・文化団体
13	(7)	チェーンストア (フランチャイズ)

別表 2 (第 6 条関係)

対象経費

経費区分	内訳
改修費	店舗等の改修や改装に要する経費、新たな店舗等の建築費、建物を解体して新たに店舗等を建築する場合の解体費、建物と一体となって機能する設備費。商品陳列棚、店舗看板等で改装工事により店舗建物に固定されるものを含む。
備品費	店舗等での顧客サービスに要する設備機器類の購入費 (税抜き 5 万円以上の物に限る。) であって、対象改修費の 50% 以内とする。

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

八郎潟町長 様

申請者 住所
氏名

印

店舗出店改修等補助金交付申請書

年度八郎潟町店舗出店改修等補助金による支援を受けたいので、八郎潟町店舗出店改修等補助金交付要綱第8条の規定に基づき申請します。

また、この申請に際し、八郎潟町店舗出店改修等補助金要綱第4条に規定する徴税等の滞納状況について調査されることに同意します。

1. 補助区分（どちらかに○）

新規出店型

店舗改修型

2. 事業計画書

別紙のとおり

3. 事業実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

4. 添付書類

- (1) 事業計画概要書
- (2) 収支予算書
- (3) 見積書等の写し
- (4) 住民票（世帯票・本籍を載せる）
- (5) 町税の滞納がない証明書（世帯全員）
- (6) 施工前の写真

様式第2号（第8条関係）

事業計画概要書

申請者	経営者氏名	
	住所	〒
	電話番号	
事業内容	業種	
	店舗名称	
	店舗住所	〒
	定休日・営業時間	
	開店予定日	
	営業内容 （提供する商品、サービス等、 所属商店街会）	
	販売力向上案	

※不足の場合は、別紙として資料を添付してください。

様式第2号（第8条関係）

収支予算書

収入

（単位：円）

区分	予算額	備考
町補助金		店舗出店改修等補助金
自己負担金		
他補助金等		
計		

支出

（単位：円）

区分	予算額	備考
改修費		
備品費		
計		

事業に係る経費について全て記入し、見積書の写しをA4用紙にて添付して下さい。

様式第3号（第8条関係）

店舗出店改修等補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

八郎潟町長

印

年 月 日付けで申請のあった、八郎潟町店舗出店改修等補助金について、八郎潟町店舗出店改修等補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

交付決定額

円

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

八郎潟町長 様

申請者 住所
氏 名

印

店舗出店改修等補助金実績報告書

年 月 日付け指令八産発第 号で交付決定を受けた八郎潟町店舗出店改修等補助金について、八郎潟町店舗出店改修等補助金交付要綱第10条の規定に基づき、次のとおり報告書を提出します。

1. 補助区分（どちらかに○）

店舗出店型

店舗改修型

2. 開店日

3. 店舗名称

4. 店舗住所

5. 添付書類

(1) 収支決算書

(2) 領収書等の写し

(3) 店舗借上げに係る契約書の写し

(4) 施工後の写真

様式第4号（第10条関係）

収支決算書

収入

（単位：円）

区分	予算額	決算額	備考
町補助金			店舗出店改修等補助金
自己負担金			
他補助金等			
計			

支出

（単位：円）

区分	予算額	決算額	備考
改修費			
備品費			
宣伝費			
計			

事業に係る経費について全て記入し、領収書の写しをA4用紙にて添付して下さい。

様式第5号（第11条関係）

店舗出店改修等補助金額確定通知書

第 号
年 月 日

様

八郎潟町長

印

年 月 日付けで報告のあった、八郎潟町店舗出店改修等補助金について、下記
のとおり確定したので通知します。

補助金の確定額

円

様式第6号（第14条関係）

店舗出店改修等補助金請求書

年 月 日

八郎潟町長 様

申請者

住 所

氏 名

年 月 日付けで交付決定のあった、八郎潟町店舗出店改修等補助金について、
八郎潟店舗出店改修等補助金交付要綱第12条により、次のとおり請求します。

1. 請求額 円

2. 振込先金融機関

取扱金融機関	銀行 金庫 農協 組合	本店 支店 支所
口座名義人	フリガナ 氏 名	
口座種別	普通 ・ 当座 ・ その他（ ）	
口座番号		

様式第7号（第15条関係）

店舗出店改修等補助金返還請求書

第 号
年 月 日

様

八郎潟町長

印

八郎潟町店舗出店改修等補助金交付要綱第15条の規定により、次のとおり交付金の返還を請求します。

1. 返還請求額 円

2. 返還理由

3. 返還期限